

少量危険物

貯 蔵 の 休 止 届  
取 扱 い 再 開 廃 止

指定可燃物

海部東部消防組合消防長		年 月 日
殿 届 出 者		
住 所		
氏 名 <span style="float: right;">(印)</span>		
電 話 ( )		
海部東部消防組合火災予防条例第46条第2項の規定により、		貯 蔵 の 取扱い
届け出ます。		
貯蔵又は 取扱いの 場 所	所 在 地 氏 名	
類 ・ 品 名 ・ 最 大 数 量	類	品 名
	最大貯蔵数量	1日の最大取扱数量
開始届出年月日・ 番 号	年 月 日 第 号	
休止・再開・廃止 年 月 日	年 月 日 休止 ・ 再開 ・ 廃止	
貯蔵又は取扱方法 の 概 要		
貯蔵又は取扱場所 の 位 置、構造及び 設 備 の 概 要		
消防用設備等又は特殊 消防用設備等の概要		
届 出 の 理 由		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
  - 2 この届出は、休止、再開又は廃止の日の7日前までに届け出ること。
  - 3 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 4 廃止するときは、タンク検査済証を添付すること。
  - 5 使用する防火対象物の略図を添付すること。
  - 6 ※印の欄は、記入しないこと。